

紀南環境広域施設組合の事務局の設置に関する条例

制定 平成25年8月1日 条例第6号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第158条第1項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を置く。

(分掌事務)

第2条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 紀南環境広域施設組合同規約（平成25年規約第1号）第3条に規定する事務に関すること。
- (2) 組合議会に関すること。
- (3) 文書に関すること。
- (4) 職員に関すること。
- (5) 財務に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、組合の事務に関すること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、事務局の組織に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。